

## 山梨県協定締結医療機関設備整備事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1 山梨県協定締結医療機関設備整備事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年山梨県条例第45号。以下「条例」という。）、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2 この補助金は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する病院、診療所（以下、これらを「協定締結医療機関」という。）において、新興感染症の発生に備えて、感染症への対応力の強化を図ることを目的とする。

### (交付の対象)

第3 この補助金の交付の対象となる事業は、「新興感染症対応力強化事業実施要綱」（令和7年3月31日付け医政発0331第97号厚生労働省医政局長通知別添。以下同じ。）第1の3.（1）②及び（2）②に定めるとおりとする。

### (交付額の算定方法)

第4 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

ア 別表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

### (交付申請)

第5 補助金の交付申請を行おうとするときには、知事が別に定める期日までに、第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

また、申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明

らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。(交付決定の通知)

第6 知事は、第5の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときはすみやかに交付の決定を行い、第2号様式による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(交付の条件)

第7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容のうち次のものを変更する場合は、第3号様式により、知事の承認を受けなければならない。

ア 事業に要する経費の配分の変更(それぞれの種目の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。)

イ 事業の内容の変更(ただし、軽微な変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わないものを除く。)

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、第4号様式により知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(5) (4)の承認を受けようとする場合は、第5号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。

(8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次のとおりとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第6号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中

止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、第7号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を知事に返還しなければならない。

(10) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

#### (実績報告)

第8 補助金の事業実績報告は、事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は、翌年度4月10日いずれか早い期日までに、第8号様式による報告書を知事に提出して行わなければならない。

また、第5に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書(年度終了実績報告を除く。)を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

#### (交付の方法)

第9 この補助金は、事業完了後精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概

算払により交付することができる。

- 2 前項の規定により概算払を受けようとするときは、第9号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、第10号様式による補助金額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第11 補助事業者は、第5の規定による交付の申請、第7(1)の規定による事業の内容の変更、第7(2)の規定による事業中止・廃止、第7(5)の規定による財産処分承認申請、第7(9)の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第8の規定に基づく実績報告又は第9第2項に基づく概算払請求については、電子情報処理組織を使用する方法(条例第3条の規定に基づき知事が定めるものをいう。)により行うことも可とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第12 知事は第6第1項に基づく交付決定通知又は第10第1項に基づく額の確定通知については、補助事業者が書面等による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、当該通知等について電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項については知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年8月29日から施行し、同年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和7年10月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

## 別表

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
病床確保に係る協定締結医療機関		病床確保に係る協定締結医療機関として必要な簡易陰圧装置、検査機器（PCR 検査装置及び等温遺伝子増幅装置）、簡易ベッドの購入費	10 分の 10 以内
(1) 簡易陰圧装置	(1) 1 病床当たり 4,320 千円		
(2) 検査機器（PCR 検査装置及び等温遺伝子増幅装置）	(2) 1 台当たり 9,350 千円		
(3) 簡易ベッド	(3) 1 台当たり 51,400 円		
発熱外来に係る協定締結医療機関		発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な検査機器（PCR 検査装置及び等温遺伝子増幅装置）、簡易ベッド、HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）の購入費	
(1) 検査機器（PCR 検査装置及び等温遺伝子増幅装置）	(1) 1 台当たり 9,350 千円		
(2) 簡易ベッド	(2) 1 台当たり 51,400 円		
(3) HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）	(3) 1 施設当たり 905 千円		